

～消費者被害情報～

「スマホを契約するだけで高額なバイト代」? …甘い誘いに注意!
～携帯電話等を販売店からだまし取る行為は犯罪です～

(平成27年3月6日)

相談事例1

知人から「営業成績を上げたいので、携帯電話を契約するアルバイトをやらな
いか」と言われて、家電量販店でスマートフォンとタブレットをあわせて13台購入
して、クレジットカードで支払った。契約書とスマートフォン等は「返金手続きをす
るために必要」と言われて、その知人に渡し、アルバイト代として7万円受け取っ
た。しかし、先月、カード会社から33万円の請求があり、携帯電話会社との契約が解約されていないことがわ
かった。知人に連絡しようとしたが、電話が繋がらない。どうしたらよいか。(20歳代 女性)



相談事例2

知人から「通信会社の営業成績をあげる仕事をしているので手伝ってほしい。迷惑はかけない」と言われ、
家電量販店に出向き、携帯電話会社3社から15台のスマートフォンを購入した。「店員に聞かれたら、営業の
仕事を始めるので複数の携帯電話が必要と答えるように」と指南された。代金は、クレジットカードで支払い、
スマートフォンは、その場で知人に渡し、アルバイト代として7万円受け取った。後日、携帯電話会社から15万
円の請求書が届き、あわてて知人に電話したが連絡がとれない。騙されたのか。(20歳代 男性)

被害を防ぐためには…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 「楽なアルバイト」のつもりが…違法行為!

「いいバイトがある」などと誘われても、転売目的で、携帯電話を契約してはいけません。通話可能な携
帯電話の端末等を、電話会社に無断で売るとは、法律で禁止されています。

◇ 警視庁による情報提供 「携帯電話等を販売店からだまし取る行為は犯罪です」

URL: <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/haiteku/haiteku/haiteku413.htm>

★ 安易な気持ちで…犯罪に加担しているかも!

無断で転売された携帯端末は、振り込め詐欺等に悪用されるおそれがあり、知らないうちに犯罪に加担し
てしまう可能性があります。甘い言葉に騙されないでください。

★ 気が付いたら、アルバイト代よりも重い負担が!

騙されて契約したのだとしても、端末代金や通信料などは、契約した本人が支払うこととなります。クレジ
ットカード会社への支払いが滞れば、信用情報機関等の情報(いわゆるブラックリスト)に掲載され、将来、
携帯電話を購入したり、クレジットカードを契約しようとしたときに支障が生じる可能性もあります。

★ 不審な勧誘を受けたら、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

<特別相談「若者のトラブル110番」を実施します>

東京都では、平成27年3月9日(月)、3月10日(火)に「若者のトラブル110番」を実施します。

キャッチセールス、アポイントメントセールス、マルチ商法、架空請求など、若者の契約トラブルについて、
電話と来所でご相談をお受けします! 一人で悩まず、まず相談!

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(若者のトラブル110番)